

ID: 109

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町老人福祉センター運営管理規則 第5条		
例規番号	昭和57年 規則第5号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の申し出) 第五条 条例第五条第一項及び第二項に該当するものが聖海荘を利用しようとするときは、聖海荘の管理人(以下「管理人」という。)に申し出なければならない。</p> <p>【基準】 聖籠町老人福祉センター設置条例第5条の規定による。 (利用者の範囲) 第五条 聖海荘を利用することができるものは、聖籠町内に居住する六十歳以上の老人とする。 2 前項に規定する以外のものに利用させる場合は、前項の利用に支障のない範囲とする。 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、利用することができない。 一 感染症又は悪質の疾病により他人に伝染するおそれがあると認められるもの 二 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの 三 その他町長が利用不相当と認めるもの</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日